

○農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）（抄）

改 正 案			
別紙様式第8号（第111条第1項関係） （略） 第1 事業概況書 年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書 1～14 （略） 15 単体自己資本比率の状況			
信用リスク・アセット算出手法			
（単位：百万円）			
項 目	当 期 末	前 期 末	
		経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額
（略）			
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額			
資産（オン・バランス）項目			
調整項目に係る経過措置により リスク・アセットの額に算入されるものの額			
オフ・バランス取引等項目			
CVAリスク相当額を8%で除して 得た額			
中央清算機関関連エクスポージャー に係る信用リスク・アセットの額			
（略）			
（削る）			
リスク・アセット等の額の合計額 （ヲ）			
（略）			
（記載上の注意） 1・2 （略） （削る） （削る）			

現 行			
別紙様式第8号（第111条第1項関係） （略） 第1 事業概況書 年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書 1～14 （略） 15 単体自己資本比率の状況			
信用リスク・アセット算出手法			
（単位：百万円）			
項 目	当 期 末	前 期 末	
		経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額
（略）			
リスク・アセット			
（新設）			
資産（オン・バランス）項目			
（新設）			
オフ・バランス取引等項目			
CVAリスク相当額を8%で除して 得た額			
中央清算機関関連エクスポージャー に係る信用リスク・アセットの額			
（略）			
調整項目に係る経過措置（自己資本 比率改正告示附則第7条第2項）に よりリスク・アセットの額に算入さ れるものの額			
リスク・アセットの額の合計額 （ヲ）			
（略）			
（記載上の注意） 1・2 （略） 3 「自己資本比率改正告示」とは、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の 一部を改正する件（平成24年3月30日金融庁・農林水産省告示第12号）をいう。 4 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用 を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入され なかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。			

第 2 $\frac{3 \sim 6}{\sim}$ 第 6 (略)

第 2 $\frac{5 \sim 8}{\sim}$ 第 6 (略)

○農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）（抄）

改 正 案			
別紙様式第9号（第111条第1項関係） (日本工業規格A4)			
(略)			
第1 事業概況書 年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書			
1～15 (略)			
16 単体自己資本比率の状況			
信用リスク・アセット算出手法			
(単位：百万円)			
項 目	当 期 末	前 期 末	
		経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額
(略)			
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額			
資産（オン・バランス）項目			
調整項目に係る経過措置により リスク・アセットの額に算入されるものの額			
オフ・バランス取引等項目			
CVAリスク相当額を8%で除して 得た額			
中央清算機関関連エクスポージャー に係る信用リスク・アセットの額			
(略)			
(削る)			
リスク・アセット等の額の合計額 (ヲ)			
(略)			
(記載上の注意)			
1・2 (略)			
(削る)			
(削る)			

現 行			
別紙様式第9号（第111条第1項関係） (日本工業規格A4)			
(略)			
第1 事業概況書 年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書			
1～15 (略)			
16 単体自己資本比率の状況			
信用リスク・アセット算出手法			
(単位：百万円)			
項 目	当 期 末	前 期 末	
		経過措置による 不算入額	経過措置による 不算入額
(略)			
リスク・アセット			
(新設)			
資産（オン・バランス）項目			
(新設)			
オフ・バランス取引等項目			
CVAリスク相当額を8%で除して 得た額			
中央清算機関関連エクスポージャー に係る信用リスク・アセットの額			
(略)			
調整項目に係る経過措置（自己資本 比率改正告示附則第7条第2項）に よりリスク・アセットの額に算入さ れるものの額			
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)			
(略)			
(記載上の注意)			
1・2 (略)			
3 「自己資本比率改正告示」とは、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成24年3月30日金融庁・農林水産省告示第12号）をいう。			
4 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。			

第 2 $\frac{3 \sim 6}{\sim}$ 第 6 (略)

第 2 $\frac{5 \sim 8}{\sim}$ 第 6 (略)

○農林中央金庫法施行規則（平成13年内閣府・農林水産省令第16号）（抄）

改 正 案				
別紙様式第10号（第111条第2項関係） (日本工業規格A4)				
(略)				
第1 事業概況書 年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書				
1・2 (略)				
3 連結自己資本比率の状況				
信用リスク・アセット算出手法				
(単位：百万円)				
項 目	当 期 末	前 期 末		
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
(略)				
退職給付に係る資産の額				
(略)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
調整項目に係る経過措置により リスク・アセットの額に算入されるものの額				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して 得た額				
中央清算機関関連エクスポージャー に係る信用リスク・アセットの額				
(略)				
(削る)				
リスク・アセット等の額の合計額 (ヲ)				
(略)				

(記載上の注意)
1・2 (略)
(削る)

現 行				
別紙様式第10号（第111条第2項関係） (日本工業規格A4)				
(略)				
第1 事業概況書 年度〔 年 月 日から 年 月 日まで〕事業概況書				
1・2 (略)				
3 連結自己資本比率の状況				
信用リスク・アセット算出手法				
(単位：百万円)				
項 目	当 期 末	前 期 末		
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
(略)				
前払年金費用の額				
(略)				
リスク・アセット				
(新設)				
資産（オン・バランス）項目				
(新設)				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して 得た額				
中央清算機関関連エクスポージャー に係る信用リスク・アセットの額				
(略)				
調整項目に係る経過措置（自己資本 比率改正告示附則第7条第2項）に よりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)				
(略)				

(記載上の注意)
1・2 (略)
3 「自己資本比率改正告示」とは、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の

(削る)

第2 $\frac{3 \sim 6}{(略)}$ (略)

一部を改正する件（平成24年3月30日金融庁・農林水産省告示第12号）をいう。
4 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示附則第5条第1項又は第7条第1項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により評価・換算差額等又は調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
5 $\frac{5 \sim 8}{(略)}$ (略)

第2 $\frac{5 \sim 8}{(略)}$ (略)